

事 務 連 絡
令 和 8 年 4 月 1 日

障害福祉サービス事業所 管理者
各 様
障害者支援施設 管理者

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

令和8年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、福祉介護職員等処遇改善加算計画書の提出について

障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないこととされていますが、福祉・介護職員等処遇改善加算及び前年度の1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等については、**令和8年4月15日まで**に届出が受理された場合に限り、令和8年4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとします。

ただし、本特例は、福祉・介護職員等処遇改善加算及び前年度の1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等に限りです。詳細は、届出要領をご確認ください。

【事務担当】

三重県子ども・福祉部

障がい福祉課 サービス支援班

電話：059-224-2266

FAX：059-228-2085

令和8年度 届出要領

1 令和8年4月1日の異動に係る届出の受理

1 届出内容

(1) 前年度の1年間の実績等を踏まえて変更がある場合

変更がある場合は、提出書類一覧表を確認のうえ、加算に応じた届出書を提出してください。

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算

令和8年4月1日から新たに算定又は区分の変更をする場合には、届出書を提出してください。

また、令和8年2月24日付けの事務連絡においても通知いたしましたが、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等の見直し後の令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画（新様式）とあわせて提出してください。

なお、令和8年度に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する事業所は、前年度の当該加算の算定の有無に関わらず、処遇改善加算計画書の提出が必要となります。

特定相談支援、障害児相談支援も実施している法人につきましては、市町にも計画書を提出してください。

(3) 令和8年度報酬改定に伴う就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しに関する届出

令和8年度4月及び5月分の就労継続支援B型の基本報酬区分に関する届出は令和7年度の実績に基づき令和8年4月15日までに行ってください。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは令和8年6月施行となるため、当該見直しに係る届出は令和8年5月15日までに新様式にて別途行ってください。なお、令和8年4月に、「令和8年4月・5月分」及び「令和8年6月以降分」の届出書を同時に提出いただいても差し支えございません。

※見直し対象に該当するかについては、事業所の指定を受けた時期や過去の基本報酬区分によるため、別紙をご確認ください。

2 提出期限

令和8年4月15日

3 提出先

(ア) 体制等に関する届出書

事業所所在地の保健所又は福祉事務所

(北勢福祉事務所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、多気度会福祉事務所、伊賀保健所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所)

(イ) 計画書

提出フォーム：<https://logoform.jp/form/8vMX/1504107>

4 提出部数

(ア) 体制等に関する届出書

2部 (提出分とは別に、必ず事業者控えを保管すること)

5 提出様式

体制届様式ライブラリ (障害者総合支援法関係) からダウンロードしてください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOHO/HP/59779032668-01.htm>

2 令和8年5月1日以降の異動に係る届出の受理

利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとします。

変更がある場合は、提出書類一覧表を確認のうえ、加算に応じた届出書を提出してください。

【参考】

提出書類	福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 (令和8年度)	体制等に関する届出書
提出先	電子申請届出システム https://logoform.jp/form/8vMX/1504107	事業所所在地の保健所又は福祉事務所
提出方法	電子媒体 (Excel)	紙媒体
提出期限	令和8年4月15日	
留意事項	※計画書に誤りがあり、再提出したい場合は、提出期限内に限り	

	<p>認めます。その場合、先にご提出いただきました計画書は無効となります。</p> <p>※紙媒体での計画書の提出は一切お受けいたしかねます。</p>	
--	---	--